

埼玉県重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者指定要綱運用基準

この基準は、重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業の円滑な実施を図るため、「埼玉県重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修事業者指定要綱」（以下「要綱」という）に定めるもののほか、事業者指定及び事業者の実施する研修について必要な事項を定めるものである。

1 指定申請

- (1) 要綱第3条第1項に規定する要綱第2条の要件に合致することを示す書類は次に掲げる書類を基準とする。なお、一時に複数の研修の指定申請を行う場合は、重複する書類を省略できる。
- ①学則（実施要領）
 - ②講師一覧表（参考1）
 - ③各講師の履歴書（参考2）
 - ④演習計画書（参考3）
 - ⑤実習先一覧表（参考4）〔実習を実施する場合に限る〕
 - ⑥実習先の承諾書（参考5）〔実習を実施する場合に限る〕
 - ⑦修了証明書の見本
 - ⑧申請者の概要及び資産状況（参考6）
 - ⑨広報・広告等を行う場合の案文
 - ⑩苦情処理のために講ずる措置の概要（参考7）
 - ⑪定款及び登記簿謄本〔法人の場合〕、規約等
 - ⑫当研修における収支予算書
 - ⑬研修事業に関する向こう2年間の財政計画
 - ⑭講義室・演習室使用承諾書〔借用して実施する場合〕
- (2) 要綱第7条に基づく追加指定申請をする場合は、④、⑤、⑧、⑨、⑪、⑬の書類を省略できる。
- (3) 申請者が市町村の場合は⑧、⑪～⑭の書類を省略することができる。

2 学則（実施要領）の制定

事業者は、研修事業に関する次に掲げる事項を定めた学則（実施要領）を制定し、公開するものとする。

- (1) 開講目的
- (2) 研修事業の名称及び課程
- (3) 実施場所
- (4) 研修日程
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師氏名
- (7) 使用教材
- (8) 研修修了の認定方法
- (9) 定員
- (10) 受講対象者

- (11) 受講手続（募集期間及び定員を超えた場合の選考方法を含む）
- (12) 研修参加費用
- (13) その他研修の実施に関し必要な事項

3 研修の内容

（1）カリキュラムについて

- ① 各課程の科目、学習目的及び内容については、別紙1「カリキュラムについて」を基準とする。
- ② 原則として講義、演習の順で行うものとする。ただし、関連する講義と演習を連続して実施する場合は、全ての講義が終了する前に該当する演習を実施することができる。
- ③ 受講時間数は、各科目が基準とする時間数以上とする。
- ④ 居宅介護従業者として活動する上で必要と認める科目を追加することができる。
- ⑤ 重度訪問介護従事者養成研修課程（統合課程）のうち、社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下「基本研修」という。）に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等に基づいて行うものとする。

4 講師

各科目を担当する講師は、3（1）のカリキュラムを適切に指導できる者とし、原則として、別紙2「講師について」による。

5 講義及び演習の方法

（1）講義は、担当講師が対面して実施するものとし、自習又はビデオ方式は認めない。

（2）演習は次のとおり行うこと。

指導は、受講者10人に対し講師1人以上があたること。

グループワークについては、受講者5、6名で1グループとし実施すること。

（3）実習の実施概要は次のとおりとする。

- ① すべての講義を履修した後に実施する。
- ② 実施前に必要なオリエンテーションを行い、実習の意義・目的等について指導する。
- ③ 実習は1日8時間を上限とする。
- ④ 重度訪問介護従事者養成研修課程実習先は次のとおりとする。
 - ・指定（基準該当）重度訪問介護事業所（実際に重度訪問介護サービスを提供している事業所）
 - ・障害者総合支援法附則第20条における旧法指定施設及び法第5条第11項における障害者支援施設（重度の肢体不自由者の援護を行うものに限り、開所から1年以上経過した施設とする。）
- ⑤ 研修事業者は、実習先と連絡を取り、受講者の出欠及び実習状況を把握すること。また、受講者の実習に関する記録を作成し、必要な実習が確実に行われていることを確認すること。
- ⑥ 実習先は、利用者の安全を確保するための指示に従わない者、実習に必要な介護技術を習得していない者、その他実習を受講することが困難と認める者に対しては、実習を行わ

ないことができる。この場合、研修事業者は必要な指導を実施した上で、再度、実習を受講させるものとする。なお、再指導を実施したにもかかわらず、実習の受講ができない場合は修了の認定を行わない。

6 受講者

受講者については、次のとおりとする。

①重度訪問介護従事者養成研修課程（基礎研修課程・追加研修課程・統合課程）

原則として、重度訪問介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とする。

また、追加研修課程については、基礎研修課程を修了した者とする。

②同行援護従事者養成研修課程（一般課程・応用課程）

ア 一般課程

原則として、同行援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とする。

イ 応用課程

原則として、同行援護のサービス提供責任者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とする。

③行動援護従事者養成研修課程

原則として、行動援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とする。

7 定員

各研修の定員は30名以内とする。

8 研修期間

研修期間については、次のとおりとする。

①重度訪問介護従事者養成研修課程

ア 基礎研修課程・追加研修課程

原則として1か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは2か月以内とする。

また、基礎研修課程と追加研修課程を同時並行的に実施する場合は、原則として2か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは4か月以内とする。

イ 統合研修

原則として2か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは4か月以内とする。

②同行援護従事者養成研修

ア 一般課程

原則として2か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは4か月以内とする。

イ 応用課程

原則として1か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは2か月以内とする。

また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは6か月以内とする。

③行動援護従事者養成研修課程

原則として2か月以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるとときは4か月以内とする。

また、学校教育法に基づく学校及び国の法令等に認可された養成施設が、次に掲げる要件に該当する場合は、修学期間を限度として履修期間を延長することができる。

- ① 所轄庁に認可された学則に修学期間が規定されていること。
- ② 重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修を行うことについて、学則に規定していること。
- ③ 当該学校・養成施設の学生のみを対象とした研修であること。

9 指定について

(1) 受講者が科目の一部を受講せず研修の課程を修了することができない場合、次の研修を受講させることにより、修了の認定をすることができる。

- ① 他の事業者が知事から指定を受けた同一課程の研修
- ② 追加して行う同一科目の研修

(2) 指定を予定している場合は、実績報告書に指定期を示す書類を添付すること。

(3) 指定を行い受講者の修了の認定をした場合は、指定期による修了者名簿を添付した実績報告書を、再度提出すること。

10 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し、それぞれに定める期間保存しなければならない。

- (1) 修了者名簿〔永年〕
- (2) 受講者の研修への出席状況〔5年〕
- (3) 演習（実習）に関する記録〔5年〕

11 研修事業終了後の留意事項

- (1) 修了証明書の再発行依頼に応じること。
- (2) 研修を実施した者が解散する場合は、修了者名簿を県に引き継ぐこと。また、修了者名簿の引き継ぎについて研修修了者に通知すること。